

森林整備保全事業 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県林業振興・環境部が発注する森林土木工事において、「I C T 活用工事（作業土工（床掘））」（以下「I C T 作業土工（床掘）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（I C T 活用工事）

第2条 次の②⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事（作業土工（床掘））とする。また「I C T 作業土工（床掘）」という略称を用いる。

I C T 作業土工（床掘）は I C T 土工の関連施工工種として実施することとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択して測量を行うものとする。ただし、I C T 土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K - G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すI C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロールまたは3次元マシンガイダンス建設機械

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工（床掘）においては該当無し。

⑤ 3次元データの納品

作業土工（床掘）においては該当無し

②による3次元設計データを納品する。

（対象工事）

第3条 ICT活用工事の対象工事（発注工種）はICT活用工事（土工）とする。

（発注）

第4条 ICT土工における関連施工工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

（積算）

第5条 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」及び「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について（林野庁）」等を用いるものとする。

発注者は、発注に際して「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」等に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者の希望によりICT活用工事を実施する場合、別紙「森林整備保全事業 ICT 活用工事（床掘）積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、3次元起工測量については、土工の掘削・盛土等と併せて、起工測量が行えない場合に計上する。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

ICT作業土工（床掘）については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。

（ICT活用工事の実施手続）

第6条 受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」により発注者に確認の請求を行い、発注者は、ICT活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

（監督・検査）

第7条 ICT活用工事を実施した場合の監督・検査は、県又は国土交通省が定めた基準を参考を受発注者が協議のうえ行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。